

(別紙1)

令和7年度

教育支援教室に係る学生ボランティア派遣事業実施要項

姫路市教育委員会

1 目的

教職や臨床心理士、社会福祉士等を目指す学生をボランティアとして教育支援教室に派遣し、児童生徒への個に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、教育支援教室の充実を図るとともに、学生の資質向上に寄与する。

2 主な活動内容

- (1) 教育支援教室を利用するなど、不登校傾向を示す児童生徒への支援
- (2) 教育支援教室のスタッフの補助

3 活動期間

- (1) 月2日（月・火・水・木・金曜日）2時間程度、3箇月以上または年度末まで継続的に活動する。
- (2) 令和7年4月～令和8年3月末までの期間とする。
- (3) 学業その他による事情がある場合は、活動期間の変更を可能とする。ただし、事前に担当指導主事まで連絡を入れるものとする。

4 募集・面接・登録

(1) 応募資格

下記の要件を満たす大学生、大学院生

- | |
|--|
| <p>ア 教職や臨床心理士、社会福祉士等を目指して教職課程や教育学、心理学、福祉学等を学び、子供への理解と情熱のある大学2年生以上の学生
（原則として、教授、准教授等、指導教官の推薦を必要とする。）</p> <p>イ 月2日（月・火・木・金曜日）2時間程度、3箇月以上または年度末まで継続的に活動可能な学生</p> <p>ウ ボランティア活動に係る単位取得を目的としている学生においては、単位取得以降も継続して活動する意思のある学生</p> <p>エ 下記の事項を遵守できる学生</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教育支援教室の充実に貢献するため、意欲的に活動すること・ 教育委員会の指示に従うこと・ 活動により知り得た個人情報を、在任中はもちろん退任後も秘守すること・ 政治的または宗教的に中立性を保持し活動すること・ 教育委員会の信用を損なわないよう活動すること |
|--|

(2) 応募方法

希望者は推薦書(様式2)及び面接・登録カード(様式3)を姫路市教育委員会総合教育センター育成支援課長宛に提出する。

※ 問合せ先

姫路市教育委員会 姫路市立総合教育センター
育成支援課教育相談・少年愛護係
〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地
TEL 079-224-5846
E-mail ikuseishien@city.himeji.lg.jp

(3) 面接について

令和7年4月～ 随時

(応募書類を提出した学生等に担当指導主事が連絡をし、日程調整をする。)

(4) 教育支援教室に係る学生ボランティアの登録

教授等からの推薦を受けた学生等に対し、面接等を行い、「教育支援教室に係る学生ボランティア名簿」に掲載し、教育委員会で登録する。

5 派遣について

教育委員会は、「教育支援教室に係る学生ボランティア名簿」への登録者の中から、派遣先の要件や活動日時等を勘案して登録者を「教育支援教室に係る学生ボランティア」として派遣する。また、教育支援教室に係る学生ボランティア派遣にあたり事前に打合せを行う。

6 その他

(1) 教育委員会は、「教育支援教室に係る学生ボランティア名簿」登録者を対象とした市民活動傷害等見舞金給付制度・ボランティア等賠償補償制度に加入する。

(2) 教育支援教室での支援活動は無償、交通費は支給しないこととする。

(3) 派遣(システム)概念図

